

東広島市学校給食センター給食用物資納入の手引き

令和8年7月

東広島市教育委員会 学校教育部

東広島市立学校給食センター

目次

1	趣旨	1
2	資格の有効期間	1
3	納入先	1
4	登録の品目	2
5	申請の要件	4
6	申請に必要な書類	4
7	申請受付期間	5
8	申請手続	5
9	給食用物資選定審査会について	5
	(参考) 給食用物資発注仕様書、見積書	7
	(記入例)	
	(様式第1号) 東広島市学校給食センター給食用物資納入業者資格認定申請書	9
	(様式第2号) 主な販売先調書	12
	(様式第5号) 東広島市学校給食センター給食用物資納入業者資格認定申請書変更届	13

1 趣旨

東広島市では、令和3年度から学校給食費を公会計化しており、給食用物資の調達から支払いまでの事務について、市の契約及び会計ルールが適用されます。この手引きは、東広島市立学校給食センターに給食用物資を納入していただくために必要な手続き等を示したものです。

2 資格の有効期間

今回の申請は第4期で、有効期間は令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間です。期間途中で資格認定申請をした場合は、認定日の属する期別の有効期間満了までとなります。

期 別	有効期間	
第1期	令和3年4月1日～令和5年3月31日	2年間
第2期	令和5年4月1日～令和7年3月31日	2年間
第3期	令和7年4月1日～令和9年3月31日	2年間
第4期	令和9年4月1日～令和11年3月31日	2年間
..	以降同じ	〃

3 納入先

名 称	受配校		食数/日
東広島学校給食センター	小学校	寺西・郷田・板城・川上・原・吉川・八本松・東西条・御菌宇・板城西・上黒瀬・乃美尾・中黒瀬・下黒瀬・龍王	約10,000食
	中学校	西条・向陽・八本松・松賀・黒瀬・中央	
西条学校給食センター	小学校	西条・三ツ城	約1,800食
	保育所	吉川・原	
東広島北部学校給食センター	小学校	志和・小谷・高屋東・高屋西・造賀・平岩・高美が丘・福富・豊栄・河内・入野 ※志和小学校は、志和中学校と同一敷地内です。 ※福富小学校は、福富中学校と同一敷地内です。 ※河内小学校は、河内中学校と同一敷地内です。	約5,000食
	中学校	志和・高屋・磯松・高美が丘・福富・豊栄・河内	
	保育所等	河内西・認定こども園たけに・認定こども園くば・認定こども園とよさか	
安芸津学校給食センター	小学校	三永・木谷・三津・風早	約700食
	中学校	安芸津	

4 登録の品目（詳細は「東広島市学校給食用物資 納入・規格基準」を参照）

登録の品目は次のとおりで、同一業者が複数種類の品目に関して登録をすることは可能です。
ただし、登録することにより、市からの給食用物資発注を確約するものではありません。

物資区分	商品の例	発注業者選定方法
1 穀類及びその製品	パスタ類、おこめん、ビーフンなど	年2回入札、商品・給食センター単位で業者を選定
2 砂糖・香辛料・粉類	砂糖、料理酒、酢など	年1～2回入札、商品・給食センター単位で業者を選定
3 調味料	塩、しょうゆ、みそ、ケチャップ、カレールウ、デミグラスソースなど	年1回入札または年1～2回物資選定審査会、商品・給食センター単位で業者を選定
4 大豆製品	豆腐、焼き豆腐、生揚げなど	年2回物資選定審査会、商品・給食センター単位で業者を選定
5 カット野菜（生鮮）	えのき茸、しめじ、生しいたけ、エリンギ、ごぼう、れんこん、かぼちゃ、さつま芋、むき里芋、じゃがいもなど	年4回入札、商品・給食センター単位で業者を選定
6 カット野菜（冷凍）・果物（冷凍）	かぼちゃ、ほうれん草、小松菜、ブロッコリー、いんげん、グリンピース、ホールコーン、にんにくの芽、冷凍みかんなど	年2回入札、商品・給食センター単位で業者を選定
7 乾物	干し椎茸、わかめなど	年2回入札または年1～2回物資選定審査会、商品・給食センター単位で業者を選定
8 魚介類（冷凍品）	（冷凍）魚切り身、（冷凍）魚介類など	年2回または年4回物資選定審査会、商品・給食センター単位で業者を選定
9 魚肉練り製品	かまぼこ、竹輪、さつま揚げなど	年2回物資選定審査会、商品・給食センター単位で業者を選定
10 肉類	（チルド） 牛肉、豚肉、若鶏肉など	年4回物資選定審査会、商品・給食センター単位で業者を選定
	（冷凍） 牛肉、豚肉、若鶏肉など	年2回物資選定審査会、商品・給食センター単位で業者を選定
11 肉加工品	無添加ベーコン、無添加ハム、無添加ウィンナー、焼豚など	年2回物資選定審査会、商品・給食センター単位で業者を選定

物資区分	商品の例	発注業者選定方法
12 鶏卵	たまご	年2回または4回入札、給食センター単位で業者を選定
13 油脂類	調理用油、揚げ物用油、オリーブオイル、ごま油、バターなど	年2回入札、商品・給食センター単位で業者を選定
14 缶詰・レトルト類	マッシュルーム、うずら卵、フルーツ缶など	年2回入札、給食センター単位で業者を選定
15 その他(冷凍加工品)	炒り卵、錦糸卵など	年2回または年4回物資選定審査会、商品・給食センター単位で業者を選定
16 その他の加工品	板こんにゃく、糸こんにゃく、切りこんにゃくなど	年2回入札または年2回物資選定審査会、給食センター単位で業者を選定
17 野菜(生鮮)	アスパラガス、オクラ、かぶ、かぼちゃ、キャベツ、きゅうり、くわい、ごぼう、小松菜、太もやし、しゅんぎく、白ねぎ、ズッキーニ、セロリ、大根、たまねぎ、チンゲン菜、とうがん、トマト、ナス、じゃがいも、さといも、まいたけなど	年11回見積書提出、給食センター単位で業者を選定 ・東広島学校給食センター 葉物と果物、根菜の2件 ・西条学校給食センター 葉物、根菜及び果物をまとめて1件 ・東広島北部学校給食センター 葉物と果物、根菜の2件 ・安芸津学校給食センター 葉物、根菜及び果物をまとめて1件
18 果物(生鮮)	バナナ、りんごなど	同上
19 牛乳・乳製品	調理用牛乳、ヨーグルト、チーズ(料理用)、生クリーム、ホイップクリーム、脱脂粉乳など	年2回物資選定審査会、商品・給食センター単位で業者を選定
20 デザート	ゼリー、チーズ(個付け)、ヨーグルトなど	年2回物資選定審査会、商品・給食センター単位で業者を選定 ※学校へ直送指定あり
21 行事食	ゼリー、ケーキ、団子など	年4回物資選定審査会、商品・給食センター単位で業者を選定 ※学校へ直送指定あり ※献立によっては臨時の物資選定審査会で業者を選定

5 申請の要件

次のいずれにも該当していること。

- (1) 東広島市内に本店若しくは製造工場を有する者又は給食センターへの給食用物資納入実績（申請の日前3年以内のものに限る。）を有する者であること。
- (2) 製造業者、卸売業者又は小売業者であること。
- (3) 工場、店舗又は販売所等固定した営業施設等を有し、緊急に即応し得る体制が整っている者であること。
- (4) 同種の営業経歴を2年以上有する者であること。ただし、新たに組合を組織して登録しようとする者については、主たる組合員のうち1人以上が同種の営業経歴を2年以上有する者であること。
- (5) 文部科学省が定める学校給食衛生管理基準を理解し、工場及び営業施設等の管理状況並びに食品衛生保持の状態が優秀であり、従業員に対する健康管理が十分行き届いている者であること。
- (6) 製造・加工・配送に携わる従業員全員の検体検査を1か月に1回以上実施しており、衛生検査等に係る報告を求めた場合は、速やかに提出できる者であること。
- (7) 仕入れ及び製造加工能力が十分あり、指示した期日及び時刻に指定した場所に納入できる配送能力を有する者であること。また、検収時に立ち会うとともに、原材料等について必要な情報を報告できる者であること。
- (8) 消費税及び地方消費税並びに東広島市税を期限までに完納していること。
- (9) 営業に関し、法律上資格を必要とする業種にあっては、その資格を有している者であること。
- (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。

6 申請に必要な書類

- (1) 東広島市学校給食センター給食用物資納入業者資格認定申請書（様式第1号）
- (2) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書若しくは商業登記簿謄本又はその写し、個人事業者にあっては身分証明書
- (3) 法人にあっては印鑑証明書、個人事業者にあっては印鑑登録証明書（申請の日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (4) 食品衛生監視票の写し（食品衛生法に基づく）（申請の日前おおむね1年以内に受検したもの。）
- (5) 保健所の営業許可証の写し（食品衛生法に基づく）
- (6) 主な販売先調書（様式第2号）
- (7) 事業所、製造所、倉庫等の所在地及び位置図
- (8) 納税証明書（東広島市税、消費税及び地方消費税等の滞納がないことを証明する書類（申請の日前3か月以内に発行されたものに限る。））
- (9) 同意書（様式第8号、9号）
- (10) 契約締結等の権限を委任するものは委任状（様式第10号）
- (11) 組合の場合は組約款その他これに類する書類及び構成組合員名を確認することができる書

類

(12) 衛生管理及び健康管理に関する記録（申請の日前1か月以内のもの。）

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

7 申請受付期間

第4期の登録を希望する場合は、申請に必要な書類を次の受付期間に持参または郵送で提出してください。

提出方法	受付期間	受付場所
窓口持参の場合	令和8年9月11日（金） ～ 令和8年10月13日（火） 土日祝日を除く 8時00分～16時00分	東広島学校給食センター 〒739-0038 東広島市田口研究団地8番5号 ☎ 082-425-3388
郵送の場合	令和8年10月13日（火） 必着	FAX 082-425-5120

8 申請手続

市教育委員会で資格認定審査を行い、申請者が資格を有すると認めたときは、有資格業者として東広島市学校給食センター給食用物資納入業者資格者名簿に登録し、申請者に東広島市学校給食センター給食用物資納入業者資格認定通知書を送付します。

なお、登録が認められなかった場合は、申請者に東広島市学校給食センター給食用物資納入業者資格不認定通知書を送付します。

9 東広島市立学校給食センター給食用物資選定審査会について

提出された見本物資と見積額を審査会の委員が総合評価して、納入業者を決定します。

(1) 主な審査項目

味・食感・鮮度・香り・色沢が良好か。

産地の優先順位は、市内産、県内産、国産、外国産の順とします。

アレルギー原因物質、添加物の有無等。

確実に包装しており、容易に開封できるか。開封時に包装混入の恐れはないか。

市場価格を踏まえ、見本物資の価格として適当であるか。

※ 仕様書に定める基準を満たしていない場合は、審査以前に失格となります。

例 国内産指定に対し、外国産を提出した場合

アレルギー物質無添加指定に対し、卵が使用されている場合

成分表等の必要な書類が未提出の場合（提出を義務付けられている物資に限る）

(2) 納入業者の決定方法

各委員は提出された見本物資と見積価格を総合評価し、評価の一番高い審査対象物資を1位（1点）次に高い物資を2位（2点）というように審査対象物資を相対評価します。

各委員の得点を合計し、最も得点が低かった応募事業者を納入業者として決定します。

なお、提出された見本物資全てが給食用物資として適切でないと審査会が判断した場合は、落札者なしとします。

(3) 物資選定審査会の委員構成は

- ・ 学校教育部学事課給食担当職員
- ・ 小学校給食担当教諭
- ・ 中学校給食担当教諭
- ・ 学校栄養士
- ・ その他学校教育部長が必要と認める者

以上の者の中から10名以内で組織します。

(4) 見積依頼方法

郵送で「東広島市立学校給食センター 給食用物資発注仕様書」を当該品目の登録のある全業者に送付します。

納品を希望する登録業者は指定された見積期間内に見積書、添付書類及び見本品を提出してください。

(5) 結果通知

原則として審査会翌日（休日の場合は翌開庁日）にFAXで全業者に連絡し、後日文書で通知します。

(6) その他

給食センターから、納入物資について原材料の微生物検査結果等の提出を求められた場合、速やかに対応してください。

東広島市立学校給食センター 給食用物資発注仕様書

物資選定審査会

令和〇年度

(10月～3月分)

参考 1

- 1 提出書類等 ①見積書 ②商品規格書 (別紙「給食用物資選定審査会・入札等に係る提出書類一覧表」参照) ③見本
- 2 提出期限 **②商品規格書 7月9日(木)～7月10日(金) 8:00～16:00** **①見積書 ③見本 7月23日(木)～7月24日(金) 8:00～16:00**
- 3 提出先 東広島市立学校給食センター
- 4 発注予定数量 予定数量であり、この数量の発注を保証するものではありません。ただし、発注者と受注者が契約金額(単価)について協議を行い、必要があると認めるときは契約金額の変更を行うものとします。
- 5 その他
 - ①見本品に係る経費は業者負担とし、見本品は返却しません。
 - ②見積書は、別紙「見積書」により提出してください。
 - ③提出期限に間に合わない場合は、失格となります。
 - ④見積単価は税抜単価とし、金額は小数点第1位までとします。
 - ⑤見本提出量が「-」の場合、見本の提出は不要です。

品目 番号	品 名	メーカー・仕様等 (例)20g・100個・袋 入り	予定数量				単位	備考(指定条件)	見本 提出量
			東広島	西条	北郡	安芸津			
(3-2)	(冷)豚骨スープ白濁	特〇〇	58.0	14.0	39.0	6.0	kg	商品名:〇〇冷凍スープ	-
(3-2)	うすくちしょうゆ		355.0	54.0	142.0	24.0	kg	ペットボトル 1本1.8L 1.8L=2.16kg	100g
(3-2)	こいくちしょうゆ		1,560.0	247.0	673.0	97.0	kg	ペットボトル 1本1.8L 1.8L=2.16kg	100g
(3-2)	ナンブラー		11.0	2.0	5.0	0.8	kg		100g
(3-2)	ゆず(果汁、生)		18.0	3.0	8.0	0.6	kg	国産 1本:100ml程度	-
(4-1)	生揚げ		-	120.0	-	58.0	kg	5丁=1kg	-
(4-1)	木綿豆腐		12,807.0	2,100.0	6,449.0	944.0	kg	2.5丁=1kg 東広島産	-
(4-2)	ミニ絹揚げ(冷)		680.0	158.0	350.0	-	kg	2g~3g	100g
(4-2)	絹揚げ(冷)		5,742.0	873.0	2,500.0	372.0	kg		100g
(4-2)	油揚げカット(冷)		528.0	99.0	220.0	23.0	kg		100g

(業者名等記載欄)

見積書

(10月～3月分)

参考2

東広島市長 様

提出先：東広島学校給食センター

品目 番号	品 名	予定数量				単位	メーカー・仕様等	見積単価 (円)				単位	備考	見本添付
		東広島	西条	北条	安芸市			東広島	西条	北条	安芸市			
(3-2)	(冷)豚骨スープ白湯	58.0	14.0	39.0	6.0	kg	箱〇〇					kg	商品名：〇〇冷凍スープ	-
(3-2)	うすくちしょうゆ	355.0	54.0	142.0	24.0	kg						kg	ペットボトル 1本1.8L 1.8L=2.16kg	100g
(3-2)	こいくちしょうゆ	1,560.0	247.0	673.0	97.0	kg						kg	ペットボトル 1本1.8L 1.8L=2.16kg	100g
(3-2)	サンプラー	11.0	2.0	5.0	0.8	kg						kg		100g
(3-2)	ゆず(果汁・生)	18.0	3.0	8.0	0.6	kg						kg	国産 1本：100ml程度	-
(4-1)	生揚げ	-	120.0	-	58.0	kg		-				kg	5丁=1kg	-
(4-1)	水揚げ豆腐	12807.0	2,100.0	6,449.0	944.0	kg						kg	2.5丁=1kg 東広島産	-
(4-2)	ミニ絹揚げ (冷)	680.0	158.0	350.0	-	kg						kg	2g~3g	100g
(4-2)	絹揚げ (冷)	5,742.0	873.0	2,500.0	372.0	kg						kg		100g
(4-2)	油揚げカット (冷)	528.0	99.0	220.0	23.0	kg						kg		100g
上記のとおり見積りします。 令和 年 月 日														
住 所 商号又は名称 代表者職氏名 印														

(業者名印記載欄)

様式第 1 号

東広島市学校給食センター給食用物資納入業者資格認定申請書

東広島市学校給食センター給食用物資納入業者としての資格の審査を受けたいので申請します。

なお、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当するものではないこと及びこの申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

令和 8 年 10 月 2 日

東広島市長 様

住所（所在地） 東広島市〇〇町〇〇1234-1

商号又は名称（ふりがな） かぶしきがいしゃ 株式会社 きゅうしょく キュウシヨク

印鑑（登録）証明書の印

代表者職氏名 代表取締役 給食 太郎

実印

電話 082-400-1234 F A X 082-400-4321

緊急連絡先（携帯電話等） 090-0000-1234

担当者 東広 島夫

1 納入希望品目・納入希望場所（該当するものに○をつけてください。）

※欄は、納入可能な品名を記入してください。

品目 センター名	東広島 学校給食 センター	西条 学校給食 センター	東広島 北部 学校給食 センター	安芸津 学校給食 センター	※地場産物取扱い (市内産食材)
(1) 穀類及びその製品					
(2) 砂糖・香辛料・粉類					
(3) 調味料	○	○	○	○	
(4) 大豆製品					
(5) カット野菜(生鮮)					
(6) カット野菜(冷凍)・ 果物(冷凍)					
(7) 乾物					
(8) 魚介類(冷凍品)	○				
(9) 魚肉練り製品	○				
(10) 肉類	○				
(11) 肉加工品					
(12) 鶏卵					
(13) 油脂類					
(14) 缶詰・レトルト類					
(15) その他(冷凍加工品)					
(16) その他の加工品					
(17) 野菜(生鮮)	○				
(18) 果物(生鮮)	○				
(19) 牛乳・乳製品					
(20) デザート	○				
(21) 行事食					

2 営業の状況（提出日現在）

項 目	内 容
創業年月日	昭和49年 4月
資本金等	10,000,000 円
従業員数	100 人
輸 送 手 段	(1)輸送用自動車 50台（うち保冷車 50台） (2)給食センターまでの所要時間 ①東広島学校給食センター 約 15 分 ②西条学校給食センター 約 10 分 ③東広島北部学校給食センター 約 30 分 ④安芸津学校給食センター 約 50 分
取引金融機関	金融機関名 広島銀行 (支店名) ○○支店
請 求 書 等	預金種目 普通 当座
	口座番号 1234567
	(フリガナ) カ) キュウシヨク
	口座名義人 株式会社 キュウシヨク

3 申請に必要な書類

- (1) 東広島市学校給食センター給食用物資納入業者資格認定申請書（様式第1号）
- (2) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書若しくは商業登記簿謄本又はその写し、個人事業者にあっては身分証明書
- (3) 法人にあっては印鑑証明書、個人事業者にあっては印鑑登録証明書（申請の日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (4) 食品衛生監視票の写し（食品衛生法に基づく）（申請の日前おおむね1年以内に受検したもの。）
- (5) 保健所の営業許可証の写し（食品衛生法に基づく）
- (6) 主な販売先調書（様式第2号）
- (7) 事業所、製造所、倉庫等の所在地及び位置図
- (8) 納税証明書（東広島市税、消費税及び地方消費税等の滞納がないことを証明する書類（申請の日前3か月以内に発行されたものに限る。））
- (9) 同意書（様式第8号、9号）
- (10) 契約締結等の権限を委任するものは委任状（様式第10号）
- (11) 組合の場合は組約款その他これに類する書類及び構成組合員名を確認することができる書類
- (12) 衛生管理及び健康管理に関する記録（申請の日前1か月以内のもの。）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第2号

主な販売先調書

1 住所（所在地） 東広島市〇〇町〇〇1234-1

商号又は名称（ふりがな） かぶしきがいしゃ 株式会社 きゅうしょく キュウシヨク

代表者職氏名 代表取締役 給食 太郎

電話 082-400-1234

FAX 082-400-4321

印

2 販売先等一覧表

	販売先	販売品目	仕入れ元	取引量（概数）	取引期間
1	〇〇市給食会	(17)野菜 玉ねぎ	〇〇協同組合	10kg	平成29年8月～ 令和8年9月現在
2	(株)〇〇	(17)野菜 (18)果物	法人〇〇	100t	平成25年4月～ 令和8年9月現在
3					年 月 ～ 年 月現在
4					年 月 ～ 年 月現在
5					年 月 ～ 年 月現在
6					年 月 ～ 年 月現在
7					年 月 ～ 年 月現在

※販売品目

(1)穀類及びその製品(2)砂糖・香辛料・粉類(3)調味料(4)大豆製品(5)カット野菜(生鮮)
 (6)カット野菜(冷凍)・果物(冷凍)(7)乾物(8)魚介類(冷凍品)(9)魚肉練り製品(10)肉類(11)肉加工品
 (12)鶏卵(13)油脂類(14)缶詰・レトルト類(15)その他(冷凍加工品)(16)その他の加工品
 (17)野菜(生鮮)(18)果物(生鮮)(19)牛乳・乳製品(20)デザート(21)行事食

東広島市学校給食センター給食用物資納入業者資格認定申請書変更届

令和9年 2 月 15 日

東広島市長 様

住所（所在地） 東広島市〇〇町〇〇1234-1

商号又は名称 かぶしきがいしゃ きゅうしょく
株式会社 キュウシヨク

代表者職氏名 代表取締役 給食 太郎



次のとおり変更があったので届け出ます。

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
例1 代表者名	給食 太郎	給食 勝男	令和9年1月1日
例2 納入希望品目・ 納入希望場所	(3)調味料・ 東広島学校給食セン ター・西条学校給食 センター・東広島北 部学校給食センター	(3)調味料・ 東広島学校給食セン ター	令和9年2月1日

2 変更事項に係る添付書類名

変更内容を証明する書類

登記事項証明書若しくは商業登記簿謄本又はその写し、身分証明書など